

なごや看護学会 看護研究助成要領

1 趣 旨

この要領は、「なごや看護学会 看護研究助成規程」に基づき、必要な事項を定める。

2 留意事項

- (1) 研究は個人及び2名以上の共同研究とする。
- (2) 共同研究は、異なる施設のものでもよい。
- (3) 他の助成金を受けている者、及び過去に「なごや看護学会 看護研究助成」を受けたことのある者は応募できない。なお、共同研究者はこの限りではない。

3 助成に関する金額と用途

助成申請額および助成額は、1件当たり10万円以内とする。

また、助成金の用途については、直接研究にかかわる経費のみとする。

<例 示>

物品費：研究に必要な物品を購入するための経費。

旅 費：研究代表者、研究分担者、その他研究への協力をする者の出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ等）のための経費（交通費・宿泊費）。（注. 学会参加に関する旅費および参加費は支出できない）

その他：上記のほか当該研究を遂行するための経費（印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費、運搬費、謝礼等）、会議費（会場借料費等）、研究成果発表費用（ポスター印刷費、研究成果広報用パンフレット作成費用等）。

4 応募方法

- (1) 募集方法 なごや看護学会から会員に通知する。
- (2) 募集期間 毎年12月1日から翌年1月2週目末日（必着）とする。

5 選考方法

- (1) 助成金の申請書は、看護研究助成委員会において審査選考する。また、申請者に対して研究内容等について照会することもある。
- (2) 看護研究助成選考において、臨床看護師や若手研究者の研究を優先して採択する。

6 決定通知

助成金の決定通知は、研究代表者に応募年度の3月末日までに文書で連絡する。

7 交付方法

助成金の交付は研究代表者個人名義あてとする。

8 助成期間と成果の報告

- (1) 助成金を受ける研究期間は原則として、当該年度4月から翌年度2月末日までの1年11ヶ月間とする。但し、やむを得ず研究期間を延長する場合は、所定の「なごや看護学会 看護研究助成 研究期間延長願」を提出し、延長申請することができる。
- (2) 助成決定後の義務は、次のとおりとする。

- ア 助成決定後は、別紙「研究計画書」に基づき研究を実施する。
- イ 初年度の2月末までに所定の「なごや看護学会 看護研究助成 中間報告書」を提出し、研究の進捗状況を報告する。
- ウ 助成期間終了までに、「なごや看護学会 看護研究助成 最終報告書」および「なごや看護学会 看護研究助成 会計報告書」を提出する。なお、会計報告書の記載は「なごや看護学会 看護研究助成 会計報告書記載の手引き」に従う。提出期限は、最終年度の2月末日とする。
- エ 助成期間中に使用できなかった助成金の残額については、最終年度の3月末日までに返還する。
- オ 研究成果は、「なごや看護学会 学術集会」にて研究発表しなければならない。
- カ 助成を受ける者は、助成期間終了の翌年度中に研究発表しなければならない。やむを得ず遅れる場合は、助成期間終了の翌年度1月末日までに所定の「なごや看護学会 看護研究助成 研究発表延長願」を提出し、承認を受けなければならない。

附 則 この要領は、2024年9月7日から施行する。
 この要領は、2025年3月26日から施行する。